

- 【日時】 令和7年12月24日（水）午前10時から11時45分
【場所】 大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター） 特別会議室
【議事】 (1) 大阪刑務所における薬物再乱用防止対策について
(2) 連携モデル構築事業「依存症の連携支援についてのアンケート」結果（速報版）
(3) 薬物依存、薬物乱用への支援に関する取組について
(4) その他

(1) 大阪刑務所における薬物乱用防止対策について

刑務所での取組みを下記の内容で説明いただき、委員からの質問を受けた。

- ・ 刑務所における処遇は、受刑者に犯罪の責任の自覚を促し、社会適応能力を高め、再犯防止を図ることを目的としている。
- ・ 入所時の調査に基づき、一般改善指導および特別改善指導（薬物依存離脱指導）を実施しており、特に移行プログラムでは、支援機関や自助グループ、民間回復施設と連携したオープングループ方式を採用している。
- ・ 令和7年6月からの拘禁刑創設を受け、大阪刑務所では薬物問題を抱える者を対象とした「依存症回復課程」を設け、治療・援助を重視した教育的処遇を強化している。
- ・ 出所後の再乱用防止のためには、出所後も息の長い支援が必要であり、刑務所内で完結するのではなく、出所後につなげる支援への移行を重視している。

委員からの質問・意見の概要

- ・ 入所段階での知能指数・発達特性の評価を教育プログラム等へどう反映しているか。
→グループ参加の可否の判断に反映。必要に応じて個別面接も実施する。
- ・ 支援機関へのつながり促進のためポスター掲示・パンフレット等を強化してほしい。
→移行プログラムのテキストに支援機関一覧を掲載。またポスター掲示や資料配布も実施している。また、出所時に資料を持ち帰る仕組みも整備するとともに、在所中から施設や支援者へ手紙を書くことで、出所前から関係性を持てるような方法も模索している。

(2) 連携モデル構築事業「依存症の連携支援についてのアンケート」結果（速報版）

令和5年度から実施している連携モデル構築事業の一環として、精神保健福祉センター、保健所、依存症専門医療機関、市町村相談窓口等、連携支援の実態・課題把握を目的として実施したアンケート結果概要を報告。その結果、地域の多くの機関が、アルコール、ギャンブル、薬物依存症および「依存症の疑いがある相談」に日常的に対応している実態が明らかとなった。

(3) 薬物依存、薬物乱用への支援に関する取組について

議事(2)のアンケート結果も踏まえ、他機関と連携した取組みや今後必要だと考えている点について各委員にご発言いただいた。

委員からのご意見の概要

- ・ 薬物の新規相談が倍増、大麻・市販薬依存が増加。深刻化しているが、継続支援につながりにくいのが課題。（堺市こころの健康センター、大阪市こころの健康センター）
- ・ 電子処方箋による偽造防止に期待しているが、医療機関側の発行が進んでいないのが現状。（大阪府薬剤師会）
- ・ OTC販売制限の運用に課題がある。（大阪精神医療センター）
- ・ 受刑者は支援機関とつながることへの不安が大きいと、顔の見える連携づくりを強化したい。（大阪刑務所）
- ・ 患者層が多様化しているため、とくに「オーバードーズ」を前面に掲げた外来対応体制を検討中。（大阪精神科病院協会）
- ・ プログラム参加を義務化して支援につながるきっかけづくりをしているが、実際にはまだまだつながりにくい現状がある。（大阪保護観察所）
- ・ 依存症診療について、負担感に比べ評価が低いことも課題。（大阪精神科診療所協会）
- ・ 執行猶予が付いた場合に生活保護の申請同行の支援はあるが、その後の生活状況の追跡まではできない。（大阪弁護士会）
- ・ 重複依存や他の精神疾患がある利用者も増加しており、プログラムの継続が難しい場合もある。（大阪マック）